

さまに

～お知らせ版～

令和6年9月20日発行

総務課 TEL 36-2111
企画調整課 TEL 36-2122
税務町民課
(町民担当) TEL 36-2112
(税務担当) TEL 36-2114
保健福祉課 TEL 36-5511
産業課 TEL 36-2113

商工観光課 TEL 36-2119
建設水道課
(建設担当) TEL 36-2115
(水道担当) TEL 36-2116
出納室 TEL 36-2117
議会事務局 TEL 36-2141
教育委員会 TEL 36-2521

交通安全

かわら版

秋の全国交通安全運動 が始まります!!



重点項目

- 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- バイクの交通事故防止
- スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底

運動期間

令和6年
9月21日(土)
～30日(月)



みんなチェック！最低賃金。

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトのかた、学生さんなど働くすべての人）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 **1,010 円**

効力発生年月日 令和6年10月1日(火)

●厚生労働省 北海道労働局

様似町登録制メールに
登録をお願いします！

通行止め情報

イベント情報・・・

防災無線の放送内容

メールで情報をGET！

▼スマートフォンの場合 ▼ガラケーの場合 ▼配信履歴はこちらから



修学・就業資金についてのお知らせ

様似町では、地域の医療と福祉の向上を図るため、医療・福祉・介護の分野で養成施設に在学または進学を希望されているかたで、将来、様似町の医療機関及び福祉施設等に医師・看護師・保健師・介護福祉士・作業療法士等として就業する意思を有するかたに、無利子の修学・就業資金の貸付を行っています。



貸付の金額

修学資金

- 医師の養成施設に在学または進学を希望するかた 20万円以内／月
- 保健師・看護師・介護福祉士等の養成施設に在学または進学を希望するかた 5万円以内／月

就業資金（他の市町村から様似町に転入するかた）

- ◆医師・歯科医師 240万円以内／貸付決定後 一度
- ◆その他の医療介護関係職員・保健師 60万円以内／貸付決定後 一度

※町内での就業を保障するものではありません。

※在学している養成施設の正規の修学期間のうち、貸付が決定された月から卒業までが、貸付期間となります。

貸付金の免除

修学資金

養成施設を卒業後、町内で就業した場合は返還が猶予され、就業した年数に応じて返還金が免除されます。（1年につき1/5免除・5年間就業で全額免除）

就業資金（他の市町村から様似町に転入するかた）

転入後、町内で就業した場合は返還が猶予され、5年間の就業で返還金が全額免除されます。

貸付金の返還

養成施設を退学・卒業後、引き続き医療関係機関及び福祉施設に勤務しなかった時など、貸付の目的を達成する見込みが無くなった時は、貸付した金額を返還していただきます。（分割返納可・返済期間については要相談）

<申請・資料請求・問い合わせ>

- 様似町保健福祉課 保健推進係
- 電話 0146 - 36 - 5511



様似町“食”に関するアンケートを実施します

『第3次様似町食育推進計画』作成に向けて「様似町“食”に関するアンケート」を実施します。たくさんのご協力をよろしくお願いいたします。



対 象 : (1) 様似小・中学校の児童生徒
(2) 様似小・中学生の保護者
(3) 様似町立幼児センターの保護者
(4) 16歳以上の町民より無作為抽出したかた

実施期間 : 10月21(月)～11月22日(金)

回答方法 : 返信用封筒にて回答またはQRコードよりWEBにて回答する

お問合せ : 保健福祉課 保健推進係 担当 管理栄養士 (TEL 36-5511)

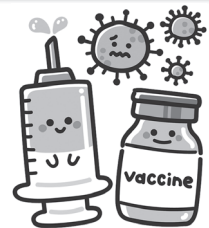


— ご協力のほどよろしくお願いいたします —

新型コロナワクチン接種について(8/15時点の予定)

新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として、令和6年10月より新型コロナワクチン接種を下記のとおり行います。接種は過去の接種回数に関わらず、今年度1人1回のみです。

接種対象者以外のかたは任意接種として接種することはできますが、その場合の接種費用は全額自己負担となります。



接種対象者	・65歳以上の高齢者 ・60～64歳で重症化リスクの高いかた ⇒心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	
使用するワクチン	未定	
接種場所	三和医院 ※予約は不要です	
接種期間	10月1日(火)～31日(木) ※11～12月はインフルエンザワクチン接種となるため、コロナワクチン接種は10月のみの予定です。	
受付時間	月・火・水	8:30～11:00 13:30～16:00
	木・金	8:30～11:00
接種方法	予約は不要です。受付時間内に三和医院へ行ってください。 予診票、ワクチンの説明書は三和医院にありますので、接種前に記入してください。	
接種費用	3,000円程度 ※非課税世帯・生活保護世帯のかたは無料となります。 ⇒医療機関で接種費用を支払い後、「領収書」「口座振込が確認できるもの(預金通帳等)」を持参し、保健福祉センターで接種費用助成申請書を提出してください。 ※接種対象者以外のかたは任意接種として接種することができますが、その場合の接種費用は全額自己負担となります(15,000円程度)	

使用するワクチン、接種費用は決まり次第、広報等でお知らせします。

●問い合わせ／保健福祉課保健推進係 (TEL 36-5511)

予防接種後健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。

極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。



予防接種（定期接種、臨時接種）による健康被害が生じた場合には、 予防接種法に基づく救済が受けられます。

予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

給付の種類

医療機関で医療を受けた場合 医療に要した費用（自己負担分）と医療を受けるために要した諸費用が支給されます（※1）。	医療費及び医療手当
障害が残ってしまった場合	障害児養育年金または障害年金 （18歳未満）（18歳以上）
亡くなられた場合	葬祭料、死亡一時金（※2）

高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの請求には請求期限があります。

（※1）高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの場合は入院相当の場合に限りします。

（※2）高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの場合は遺族一時金または遺族年金が支給されます。

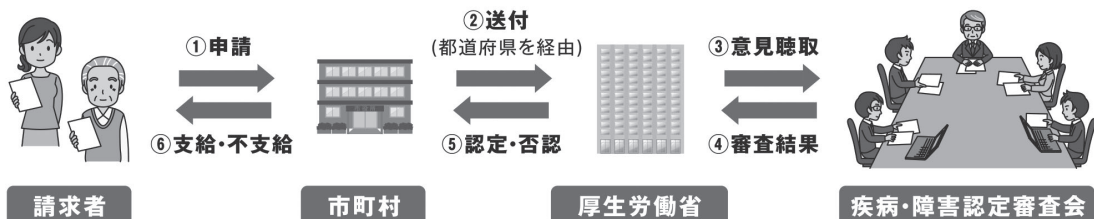
予防接種の副反応について

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・腫脹（はれ）などの比較的好く見られる軽い副反応や、極めてまれに起こる脳炎や神経障害などの健康被害と考えられる副反応があります。

しかし、そのワクチンを接種した後に起こった症状は、ワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期にかかった感染症などが原因であることがあります。

予防接種健康被害救済制度ではワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付をします。

給付の流れ



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

給付の決定

ご提出いただいた資料をもとに、市町村、厚生労働省が必要書類などの確認をします。その資料に基づいて、予防接種・感染症・法律などの外部の専門家により構成される疾病・障害認定審査会で、因果関係を判断する審査が行われます。

審査の結果を受け、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村から支給できるかどうかをお知らせします。

請求方法と必要書類

健康被害救済給付の請求は、健康被害を受けたご本人やそのご家族の方が、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に行います。

請求には、予防接種を受ける前後のカルテなど、必要となる書類があります。必要な書類の種類は、申請内容や状況によって変わりますので、市町村にご相談ください。

請求に必要な書類	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金 遺族年金 遺族一時金	葬祭料
請求書	●	●	●	●	●
受診証明書	●				
領収書等	●				
診断書		●	●		
死亡診断書、死体検案書等				●	●
埋葬許可証等					●
接種済証、母子健康手帳等	●	●	●	●	●
診療録等	●	●	●	●	●
住民票		●		●	
戸籍謄本、保険証等		●		●	●

(※) 請求に必要な書類の様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

予防接種後健康被害救済制度の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

予防接種 救済

検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

日高地方精神保健協会「第 26 回こころの健康セミナー」開催

社会福祉法人浦河べてるの家 40 周年記念式典の
記念講演を日高地方精神保健協会と合同で開催します。

日 時 10 月 4 日（金）14：40 ～ 15：40
場 所 浦河町総合文化会館（浦河郡浦河町大通 3 丁目 52 - 52）
主 催 者 社会福祉法人浦河べてるの家
日高地方精神保健協会
テ ー マ ことばを創る－べてるの家の実践に着目して－
講 師 熊谷 晋一郎 氏
（東京大学先端科学技術研究センター教授）zoom 登壇
畑田 裕二 氏
（東京大学大学院情報学環助教）会場登壇
参 加 料 無料
申 込 事前申し込み不要、当日会場にて受付
問合先 日高地方精神保健協会事務局
（静内保健所）担当：落井 電話 0146 - 42 - 0251
（浦河保健所）担当：平井 電話 0146 - 22 - 3071

8 月のヒグマの出没情報をお知らせします！

町内でヒグマが出没している可能性があります。山林に入る時は、ラジオや笛、クマ鈴などの音を出して人がいることをヒグマに知らせ、ゴミは捨てずに必ず持ち帰りましょう。

また、人里に近い場所での目撃情報もあります。生ごみの臭いは鼻のいいヒグマにとって食べ物があると思わせてしまうので、必ず指定日の朝にゴミを出すようにして、ヒグマを人里に近づけないようにしましょう。ヒグマを目撃したときや、足跡・フンなどを見つけた時は、役場産業課にお知らせください。



■ヒグマの出没情報

日 時	出没場所	目撃有無	目撃頭数	備 考
8 月 23 日 朝方	西様似 クリーンセンター付近	無	0 頭	フンのみ発見

●問い合わせ／産業課林務係（TEL 36-2113）

ホテルアポイ山荘行き 無料送迎バスについて



- ◆ バスの利用料は無料です。
- ◆ ご年齢問わず、どなたでも乗車できます。
- ◆ 乗り降りは指定された場所で行ってください。
- ◆ 幌満・旭方面から乗車されるかたは、ホテルアポイ山荘フロントへ、前日までにご予約をお願いします。
- ◆ 災害等の予期せぬ事情により、運休となる場合もございます。ご承知おきください。

運行日程

10月	11月	12月	1月	2月	3月
3	4	②	6	③	③
⑦	7	5	9	6	6
17	⑪	9	13	10	10
21	14	12	16	13	13
24	18	16	⑳	17	17
28	21	19	23	20	24
	25	23	27	24	27
	28	26	30	27	31

○の日は町保健師による健康相談を実施いたします。



●問い合わせ／ホテルアポイ山荘（TEL 36-5211）

公営住宅および特定公共賃貸住宅入居者の募集について

町では、公営住宅の入居者を次のとおり募集いたしますので、入居資格などを承知のうえ申し込みくださいますようお願いいたします。

※ここに記載している内容は
おもなものですので、詳細
は担当係までお問い合わせ
ください。

1-1. 募集住宅（公営住宅）

番号	団地名	号室	住所	階層・階数	建築年	面積	間取
①	鵜苫第1団地	345号	字鵜苫 159-2	2階建ての1階	S63年	63.11㎡	3DK
②	鵜苫第1団地	350号	字鵜苫 159-2	2階建ての2階	S63年	63.11㎡	3DK
③	西町団地	376号	西町 99-1	2階建ての1階	H2年	48.72㎡	2DK
④	大通第1団地	1004号	大通 1丁目 65	5階建ての1階	H10年	76.54㎡	3LDK
⑤	大通第2団地	414号	大通 1丁目 9-1	3階建ての3階	H5年	74.13㎡	3LDK
⑥	錦町団地	322号	錦町 50-1	2階建ての1階	S59年	62.19㎡	3LDK
⑦	アポイ団地	290号	字平宇 273-4	2階建てメゾネット	S55年	66.96㎡	3DK

※家賃のほかに共益費・駐車場代のかかる住宅があります。

1-2. 公営住宅入居資格

- ①現に住宅に困窮しているかた
- ②町税、水道料等を滞納していないかた
- ③入居しようとする世帯全員の月額所得の合計が15万8千円以下の世帯
（「月額所得」は世帯の状況で所得条件が異なりますので、ご相談ください。）
- ④18歳以上の社会人
- ⑤団地内（敷地周辺も含む）では入居前に飼っていた犬・猫・小鳥などのペット類の持ち込み、入居後においてもペット類の飼育・餌付けはできません。

2-1. 募集住宅（特定公共賃貸住宅）

番号	団地名	号室	住所	階層・階数	建築年	面積	間取
①	港町団地	438号	港町 17-1	3階建の3階	H12年	79.88㎡	3LDK

※家賃は58,000円～70,000円です。家賃のほかに共益費・駐車場代がかかります。

2-2. 特定公共賃貸住宅入居資格

- ①入居しようとする世帯全員の月額所得の合計が15万8千円を超え、48万7千円以下の世帯
（「月額所得」は世帯の状況で所得条件が異なりますので、ご相談ください。）
 - ②住宅に困窮まではしていないが、さらに良好な住宅を希望する世帯
- ※その他の要件は、公営住宅入居資格と同様です。

3. 必要書類（申し込み窓口①②③④の書類が用意してあります）

- ①入居申込書 ②収入申告書 ③同意書
- ④連帯保証人届（連帯保証人については条件がありますので申し込み窓口でご確認ください）
- ⑤申込世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- ⑥申込世帯全員の令和6年度所得課税証明書 ⑦申込人の納税完納証明書
- ⑧連帯保証人の令和6年度所得課税証明書 ⑨連帯保証人の納税完納証明書

4. 受付時間と締切期日

受付時間 平日 8:45～17:30
締切期日 10月9日（水）

5. 入居時期

入居決定日から10日以内に連帯保証人の手続き（請書提出）および家賃2カ月分の敷金の納付をすること、また、15日以内に入居することとなります。

6. 申し込み先・問い合わせ先

様似町役場 2階 建設水道課 管財・住宅係（TEL：36-2115）